

## 福島区 独自回答

### 番号 1. ⑦

資格証明書ならびに短期保険証発行に基づく直近5年間の医療費の節約効果額を明らかにすること。また、2008年10月20日付の厚生労働省の事務連絡では、「電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努める」こととされているが、現在発行されている資格証明書世帯の接触状況の内訳を明らかにすること。

#### (回答)

回答なし。

### 番号 1. ⑩

項目 後期高齢者医療制度の保険料については独自軽減措置などを導入し負担軽減をはかること。また、短期保険証の発行・未交付の状況を明らかにすること。

#### (回答)

短期証ですが、未発行の方はございません。

短期証の方には、お知らせ文等の送付や電話で区役所窓口への来庁を勧奨して、納付の相談をさせていただき、窓口にて交付することを基本としておりますが、来庁されなかった方に対しては、前の保険証の期限切れまでに受け取っていただけるように、書留で送付しております。

担当 福島区役所窓口サービス課保険年金担当（保険）電話：06-6464-9956

### 番号 1. ⑬

項目 無料低額診療事業を希望する医療機関があれば、直ちに認可すること。また、調剤薬局に対する助成制度を新設すること。実施している最新の医療機関名簿を国保担当などのカウンターに常時配架すること。

(当日、配布してください)

#### (回答)

回答なし

### 番号 3. ⑬

項目 減免制度については、国民健康保険のようなチラシを作成し、窓口に常備するとともに、全家庭に送付すること。(当日配布してください)

#### (回答)

回答なし

**番号 5. ①**

①ケースワーカーについては、正規職員(福祉専門職=社会福祉主事)とし、最低でも国の標準(80対1)どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回答)

回答なし

※ 福島区を除く 23 区用で回答あり。

**番号 5. ⑤**

項目 健康悪化を招く西成区が実施している「通院医療機関等確認制度」を導入しないこと。

(回答)

導入の予定はありません。

担当 福島区役所保健福祉課（生活支援）電話：06-6464-9872

**番号 7. ③**

項目 障がい者優先調達推進法に基づき、物品や役務の提供を障がい者就労支援事業所等から優先的に調達する区の方針を明らかにすること。また、具体的な取り組みの一つとして、区役所や区内行事等で、希望するすべての障がい者就労支援事業所等の授産製品の販売が行えるよう配慮すること。

(回答)

「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障がい者優先調達推進法)」(平成 25 年 4 月施行)に基づき、「大阪市における障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」が策定され、福島区においても同方針に基づき、発注可能な案件がある場合には障がい者就労支援施設等を優先発注するよう取り組んでいるところです。

昨年度の実績につきましては、大阪市福祉局が全体分をまとめて公表していますが、福島区では実績はありませんでした。今後も発注に向けて、区役所内各担当への周知に努めてまいります。

区役所や区内行事等で、障がい者就労支援事業所等の授産製品の販売を行う等、具体的な取り組みを検討されているようでしたら、相談いただきましたら関係部署と調整等行い、適切に対応できるよう努めてまいります。

担当 福島区役所企画総務課電話：06-6464-9625

**番号 8. ③**

項目 現行の税証明窓口は、個人情報を守るため、正規職員で行うこと。万が一民間企業に業務委託していれば即時廃止すること。

(回答)

福島区におきましては、税証明窓口は民間企業への業務委託ではなく、職員を配置して業務を行っております。

担当 福島区役所企画総務課（総務）電話：06-6464-9625